

## 4 自転車活用推進業務委託仕様書

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 4 自転車活用推進業務委託
- (2) 業務目的 平成 29 年 5 月に、国を挙げて自転車の活用を総合的・計画的に進めるため「自転車活用推進法」が施行され、翌年の平成 30 年 6 月には、「自転車活用推進計画」が閣議決定された。同法第 11 条に基づき市町村単位でも「自転車活用推進計画」の策定を押し進めるよう努力義務が課された。そのような中、神栖市では、令和元年度に「神栖市自転車活用推進計画」を策定し、計画に基づき自転車利用の推進や安全啓発等を図るため、各種ソフト事業を実施する。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 24 日まで

### 2. 業務に要する費用（見積限度額）

5, 500, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

### 3. 業務内容

#### (1) 市民の自転車利用促進に向けたライドイベントの企画・実施

市民に自転車に興味関心を持ってもらうため、市内のファミリー向けライドイベントを企画・実施する（1 回開催）。

実施内容は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対応を含むものとする。

※自転車を所有していない参加者へ貸し出す自転車については、市が用意

#### (2) 自転車利用促進セミナーの企画・運営

市内在住者・市内通勤者の自転車通勤等を促進するため、自転車通勤による効果や自転車の楽しさを伝えるセミナーを企画・運営する。

実施内容は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対応を含むものとする。

#### (3) 自転車体験会の企画・運営

市民に対し、電動アシスト自転車等を試乗できる体験会を企画・運営する（1 回開催）。併せて、自転車交通安全教室を実施する。

実施内容は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対応を含むものとする。

#### (4) 自転車優先道路の設置に向けた検討・調査

自転車優先道路については、「神栖市自転車活用推進計画」44ページ参照。  
[https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/res/projects/default\\_project/page/001/006/182/kamisushijitensyakatuvousuisinnkeikaku\\_honpen.pdf](https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/res/projects/default_project/page/001/006/182/kamisushijitensyakatuvousuisinnkeikaku_honpen.pdf)

##### 1) 自転車優先道路の設置に向けた検討

警察等の関係機関から意見等を聴取することにより課題等を整理し、自転車優先道路の設置に向けた詳細なプロセスを検討する。

##### 2) アンケート調査の実施

自転車優先道路の設置に当たり、検討路線の近隣住民や学生生徒等を対象に、意見を確認するためのアンケート調査を実施する。

##### 3) 勉強会の開催（1回）

自転車優先道路の設置に向け、有識者を招いた、庁内関係部署の職員及び関係機関の勉強会の開催支援をする（運営、資料作成、議事録作成、有識者への謝金・交通費の支払い）。

※1 有識者については、市で依頼する想定

※2 謝礼は、「神栖市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」別表第2(第6条, 第10条, 第12条関係)にあるその他の附属機関等の委員及び構成委員の委員長、委員に規定する報酬の額を参考にすること。

#### 【参考：令和3年度 自転車優先道路の設置に向けた検討 実施内容】

##### 1) 自転車優先道路に向けた方策検討

国内外の事例を収集するとともに、プロセス、スケジュール等の方針を検討

##### 2) 交通量調査の実施

検討路線の状況を把握するため、検討路線の自動車及び自転車の交通量を調査

##### 3) 勉強会（意見交換会）の開催

自転車優先道路の設置に向け、有識者を招いた庁内関係各課職員の勉強会を開催

#### (5) 成果品作成

- ・ 報告書作成 1部
- ・ 電子成果品（CD） 1部

#### 4. 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により市の承認を得た場合は、この限りでない。

#### 5. 報告及び検査

市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

## 6. 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱について、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

## 7. その他

- (1)業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2)業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3)神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成11年神栖町条例第1号）を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (4)本業務終了後、受託者の責に帰すべき事由による不良箇所が発見された場合には、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (5)仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、市と受託者で協議の上、決定する。